

あなたの寄附がふるさと糸島を元気にします

糸島市 ふるさと応援寄附

「ふるさと」を応援したい、「ふるさと」に恩返しをしたい、「ふるさと」の思いを形にするために創設された「ふるさと納税」制度。
市はこれを活用し、全国のみなさんからの温かいご支援をお願いするために「糸島市ふるさと応援寄附」制度を定めています。

「ふるさと納税」は糸島へ

「糸島市ふるさと応援寄附」制度は、遠くに居ながらも糸島のことを思っている人や、いつも近くで糸島のことを応援してくれる人の気持ちに応えることができる制度です。糸島市は、熱い思いを持ったあなたからの応援を待っています。

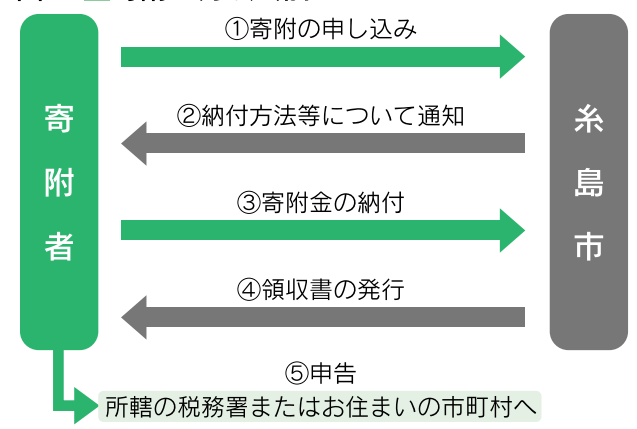
糸島市ふるさと応援寄附制度の概要

- ①寄附の対象
寄附は個人や団体、法人を問わず誰でもできます。
- ②寄附金額
1口5000円を基本とし、何口でも受け付けます。5000円未満の寄附でも受け付けますが、この場合、税控除の対象にはなりませんのでご注意ください。
- ③寄附金の使途
寄附金の使い道は、次の《政策メニュー》からお選びいただけます。

《政策メニュー》

- 自然環境の保全に関する事業
- 市民活動の推進に関する事業
- 都市基盤整備又は産業の振興に関する事業
- 子育て環境又は子どもの教育の充実に関する事業
- 市民の健康づくり又は福祉の向上に関する事業
- 文化財保護又は伝統文化の継承に関する事業
- 九州大学との連携によるまちづくり事業
- その他市長が特に必要と認めた事業（天文台の設置）

図1 寄附の方法・流れ



- ①「応援寄附申込書」に必要事項を記入していただき、郵送、FAX、窓口への持参によりお申し込みください。「応援寄附申込書」は、糸島市ホームページからも入手できます。
- ②寄附の申し込み受け付け後、糸島市から納付方法などについてお知らせします。
- ③お知らせが届きましたら、金融機関などで寄附金の払い込みをお願いします。
- ④入金が確認された時点で、「領収書」を糸島市から発送します。
- ⑤確定申告のときに「領収書」を提出してください。（再発行はできませんので、たいせつに保管してください。）

表1 平成22年度寄附状況

事業名	口数	金額
(1)自然環境の保全に関する事業	37	185,000円
(2)市民活動の推進に関する事業	8	40,000円
(3)都市基盤整備又は産業の振興に関する事業	38	190,000円
(4)子育て環境又は子どもの教育の充実に関する事業	61	301,000円
(5)市民の健康づくり又は福祉の向上に関する事業	25	125,000円
(6)文化財保護又は伝統文化の継承に関する事業	33	165,000円
(7)九州大学との連携によるまちづくり事業	40	192,000円
(8)その他市長が特に必要と認めた事業	334	1,662,583円
合計	576	2,860,583円

確定申告など控除を受けるための詳細は、居住地の税務署または市区町村の税務担当課へお尋ねください。

申し込み問い合わせ
糸島市地域振興課
☎(092)2092
www.city.ioshima.lg.jp/

ふるさと応援寄附金を活用し 過去に行った事業の一部を紹介し

伊都の山歩きマップ作製事業

井原山のキツネノカミソリ群生地は、シーズン中に多くの人が訪れます。しかし登山口までのルートが分かりにくく、問い合わせも多かったため、山登り支援ボックスやマップを作製しました。これにより観光客の増加やマナー向上につながりました。



絵本カーニバル

一度訪れた親子が次回も必ず参加するほどの人気ぶりです。子どもの居場所づくりや読書の普及、推進を目的に市内の読み聞かせボランティアなどで構成する実行委員会と九州大学が連携して行いました。

古代国家「伊都国」の里づくり

以前、広報まえばるでも連載されたことがある歴史漫画「伊都国口マン」は、市民に郷土への誇りを育ててもらうことを目的として作製されました。冊子化された漫画は小学校の社会科の副読本として配布しています。



平成22年度中に多くのみなさんから心温まる応援寄附をいただきました。

平成22年度の寄附状況

税金の控除を受ける場合、自分で確定申告をする必要があります。

控除を受けるとは

- ①控除対象となる寄附金額が5000円を超える部分
- ②控除を受けるための手続き